

浦安市規則第61号

浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、障がい者等に対し、紙おむつ又はおむつ購入費等を給付することにより、障がい者等に快適な日常生活を保障するとともに、家族及び介護者の経済的負担及び精神的負担を軽減し、もって障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児をいう。

(2) 重度障がい者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表に定める障がいの程度が2級以上のもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいと判定を受けた者で、障がいの程度が最重度又は重度（療育手帳の交付を受けた者にあつては、**㊤**、**㊤**の1、**㊤**の2、**A**の1又は**A**の2）と判定されたもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障がいの程度が1級のもの

エ その他市長が特に認めた者

(3) 紙おむつ 紙おむつ及びその使用に伴い必要となる消耗品であって、市長が別に定めるものをいう。

(4) おむつ購入費等 紙おむつの購入又はおむつの賃借に要した費用をいう。
(対象者)

第3条 紙おむつ又はおむつ購入費等の給付を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている2歳以上の障がい者等のうち、排尿又は排便の機能障がい又は意思表示が困難等の理由により、日常生活においておむつ等の装着を必要としている者（以下「対象者」という。）とする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認める者に対し、紙おむつ又はおむつ購入費等を給付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により、紙おむつ又はおむつ購入費等の扶助を受けることができる者については、紙おむつ又はおむつ購入費等の給付はしない。

（給付の額等）

第4条 おむつ購入費等の給付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とするものとする。ただし、他の制度による給付を受けることができる場合は、おむつ購入費等の実支出額から当該制度により給付を受けることができる額を減じて得た額と当該各号に定める額とのいずれか低い額を限度とする。

(1) 次に掲げる障がい者等 1月ごとに12,000円

ア 重度障がい者等

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院している障がい者等

(2) 障がい者等（前号に該当する者を除く。） 1月ごとに6,000円

2 紙おむつの給付（以下「現物給付」という。）は、1月ごとに、市長が指

定する物の中から前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額につき、実費等を勘案して市長が別に定める枚数を限度に現物給付するものとする。

(給付の対象期間)

第5条 おむつ購入費等の給付の対象となる期間は、次条に規定する申請のあった日（以下「申請日」という。）の属する月から給付をすべき事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、現物給付を受けた月を除くものとし、前条第1項第1号イに規定する障がい者等に係るおむつ購入費等の給付の対象となる期間は病院等に入院していた月に限るものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、前条第1項第1号イに規定する障がい者等にあつては、申請日の属する月の3月前の月から給付をすべき事由が消滅した日の属する月までとする。

3 現物給付の対象となる期間は、原則として申請日の属する月の翌月から給付をすべき事由が消滅した日が属する月までとする。

(給付の申請)

第6条 紙おむつ又はおむつ購入費等の給付を受けようとする者は、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者にあつては、その写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、紙おむつ又はおむつ購入費等の給付の可否を決定するとともに、その結果を浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付決定・却下通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(おむつ購入費等の交付の申請)

第8条 前条の規定によりおむつ購入費等の給付の決定を受けた者（以下「購入費等受給者」という。）は、おむつ購入費等の交付の申請をしようとするときは、浦安市障がい者等おむつ購入費等交付申請書（別記第3号様式）におむつ購入費等を支払ったことを証する書類を添えて、市長に申請しなければ

ばならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により、同条に規定する指定事業者に代理受領させる場合は、浦安市障がい者等おむつ購入費等交付申請書（代理受領）（別記第4号様式）に購入費等受給者に紙おむつを支給したことを証する書類及び購入費等受給者からの委任状を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 おむつ購入費等は、購入した日の属する月ごとに合計し、申請するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定による申請は、当該おむつ購入費等を購入した日の属する月の翌月の末日から起算して1年以内に行わなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、おむつ購入費等の交付の決定をするときは浦安市障がい者等おむつ購入費等交付決定兼支払通知書（別記第5号様式）により、おむつ購入費等の交付を却下するときは浦安市障がい者等おむつ購入費等交付却下通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（おむつ購入費等の支払）

第9条 市長は、前条の規定により申請のあったおむつ購入費等について、申請のあった日の翌月に支払うものとする。

- 2 購入費等受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべきおむつ購入費等で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者の扶養義務者にその未支払のおむつ購入費等を支払うことができる。

（申請事項の変更）

第10条 第7条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更・資格喪失届（別記第7号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更決定通知書（別記第8号様式）により、当該届出者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の届出の提出がない場合であっても、公簿等によって申請

事項を変更すべきものと確認したときは、職権に基づいてその事項を変更し、前項の通知書により、受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第 1 1 条 受給者は、対象者でなくなったときは、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更・資格喪失届（別記第 7 号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付資格喪失通知書（別記第 9 号様式）により、当該届出者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の届出の提出がない場合であっても、公簿等によって対象者でないことを確認したときは、職権に基づいて紙おむつ又はおむつ購入費等の給付の受給資格の喪失を決定し、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付決定取消・交付決定取消通知書（別記第 10 号様式）により、受給者に通知するものとする。

4 市長は、偽りその他不正の手段により紙おむつ又はおむつ購入費等の給付若しくは交付の決定を受け、又は給付若しくは交付を受けた者であることを確認したときは、職権に基づいて紙おむつ又はおむつ購入費等の給付又は交付の決定を取り消し、前項の通知書により、受給者に通知するものとする。

(おむつ購入費等の給付の返還)

第 1 2 条 市長は、前条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定によりおむつ購入費等の給付の受給資格を喪失し、又は決定を取り消した場合において、当該喪失又は取消しに係る部分に関し、既に給付が行われているときは、当該給付に係る額について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(代理受領)

第 1 3 条 購入費等受給者は、第 9 条第 1 項の規定によるおむつ購入費等の支払について、第 16 条の規定により指定の決定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に代理受領させることができる。

(事業者の要件)

第 1 4 条 おむつ購入費等の代理受領を行う事業者としての指定（以下「事業者指定」という。）を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件

を満たすものとする。

- (1) 購入費等受給者の求めに応じて紙おむつを当該購入費等受給者へ配達することができること。
- (2) 浦安市契約事務規則（平成8年規則第24号）第4条第2項に規定する競争入札参加適格者名簿に登載されていること又は浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第54号）第9条に規定する方法による日常生活用具の給付実績があること。

（指定の申請）

第15条 事業者指定を受けようとする事業者は、浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定申請書（別記第11号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（指定の決定等）

第16条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業者指定の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定決定・却下通知書（別記第12号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定変更の届出）

第17条 指定事業者は、第15条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定申請事項変更届（別記第13号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（指定辞退の届出）

第18条 指定事業者は、当該事業者指定を辞退するときは、浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定辞退届（別記第14号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（指定決定の取消し）

第19条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第14条に規定する事業者該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により事業者指定の決定を受けたとき。

(3) 代理受領に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により当該事業者指定の決定を取り消したときは、その旨を浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定取消通知書（別記第15号様式）により、当該事業者に通知するものとする。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第4項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にされている浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等等給付要綱を廃止する告示（令和5年告示第 号）の規定による廃止前の浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等等給付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりされた給付の申請（対象者に該当する者に係るものに限る。）は、この規則の相当規定によりされた給付の申請とみなす。

3 施行日前に旧要綱の規定により決定のあった者（対象者に該当する者に限る。）は、この規則による給付の決定をされた者とみなす。

4 施行日前に旧要綱の規定により請求のあった月については、この規則による請求をすることができない。

別 記

第 1 号様式 (第 6 条)

浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

紙おむつ又はおむつ購入費等の給付を受けたいので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

対 象 者	ふりがな		生年月日		
	氏 名				
	住 所		電 話 番 号		
	申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 紙おむつの給付			
		<input type="checkbox"/> おむつ購入費等の給付 (入院の場合)			
		・病院等の名称 () ・病院等の所在地 () ・電話番号 () ・入院期間 年 月 日から 年 月 日まで			
	対 象 者 区 分	<input type="checkbox"/> 身体障がい者		程度等級 () 級	
<input type="checkbox"/> 知的障がい者		障がいの程度 ()			
<input type="checkbox"/> 精神障がい者		障がい等級 () 級			
<input type="checkbox"/> 日常生活においておむつ等の装着を必要としている					
備考					
※ 対象者住所以外に紙おむつの配達を希望する場合は、以下にご記入ください。					
住所			電話番号		
氏名			続柄		

添付書類

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
にあつては、その写し

第2号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付決定・却下通知書

年 月 日付で申請のありました紙おむつ又はおむつ購入費等の給付について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第7条の規定により、通知します。

1 決定

受給者	住所		
	氏名		年 月 日生
	申請区分	<input type="checkbox"/> 紙おむつの給付 <input type="checkbox"/> おむつ購入費等の給付（入院の場合） <input type="checkbox"/> おむつ購入費等の給付（入院以外の場合）	
	給付の額等		
	給付開始日		

2 却下

却下理由	
------	--

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条第1項）

浦安市障がい者等おむつ購入費等交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

おむつ購入費等の交付を受けたいので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

円

交付申請額

- 購 入 費 等
の 内 容
- 領収書等の内訳のとおり
- 領収書等で内訳が記載されていない場合（領収書等の内訳）

希 望 す る
支 払 方 法 金融機関名

座 番 号

ふ り が な

座 名 義

添付書類

おむつ購入費等を支払ったことを証する書類

第4号様式（第8条第2項）

浦安市障がい者等おむつ購入費等交付申請書（代理受領）

年 月 日

（宛先）浦安市長

（指定事業者）

所在地

名称

代表者氏名

印

おむつ購入費等の交付を受けたいので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第8条第2項の規定により、代理受領するものについて、次のとおり申請します。

円

交付申請額

希望する
支払方法 金融機関名

口座番号

ふりがな

口座名義

添付書類

購入費等受給者に紙おむつを支給したことを証する書類及び購入費等受給者からの委任状

第5号様式（第8条第5項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等おむつ購入費等交付決定兼支払通知書

年 月 日付で申請のあったおむつ購入費等の交付について、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第8条第5項の規定により次のとおり決定したので、通知します。また、次のとおり指定の口座に振り込みます。

氏 名	
住 所	
交付決定対象月	
交 付 決 定 額	円

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
振込予定年月日	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条第5項）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



浦安市障がい者等おむつ購入費等交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあったおむつ購入費等の交付について、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第8条第5項の規定により次のとおり却下したので、通知します。

氏 名	
住 所	
却 下 の 理 由	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第10条第1項・第11条第1項）

浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更・
資格喪失届

年 月 日

（宛先）浦安市長

次のとおり申請事項を変更し、又は受給資格がなくなりましたので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第10条第1項・第11条第1項の規定により、届け出ます。

受給者	氏名		生年月日	
	住所			
変更内容	変更前			
	変更後			
資格喪失の事由	1 受給者が障がい者等でなくなったため。 2 受給者が死亡したため。 3 受給者が市外に転出したため。 4 その他（ ）			
申請事項の変更 又は資格喪失の あった年月日				

第 8 号様式（第10条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更
決定通知書

浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則
第10条第 2 項の規定により、次のとおり変更決定したので、通知します。

氏 名	
住 所	
変 更 前	
変 更 後	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第11条第2項）

第 年 月 日
号

様

浦安市長



浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付資格喪失通知書

浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第11条第2項の規定により、紙おむつ又はおむつ購入費等を給付すべき事由が消滅したので、通知します。

氏 名	
住 所	
資格喪失の事由	
資格喪失のあった 年 月 日	

第 1 0 号様式（第11条第 3 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付決定取消・交
付決定取消通知書

次の内容について、取消しをしたので通知します。

- 障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等の給付の決定
- 年 月 日付け 第 号をもって決定のあった障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等の交付の決定

（取消しの理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式 (第15条)

浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

おむつ購入費等の代理受領を行う事業者としての指定を受けたいので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第15条の規定により、次のとおり申請します。

事業者	ふりがな	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
	代表者の職名	
	ふりがな	
代表者の氏名		
事業者の要件	以下の要件を満たす事業者であること。 <input type="checkbox"/> 受給者の求めに応じて紙おむつを当該受給者へ配達することができる <input type="checkbox"/> 浦安市の競争入札参加適格者名簿に登載されている又は浦安市の日常生活用具の給付実績がある	

第 1 2 号様式 (第16条)

第 年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定決定・却下通知書

年 月 日付で申請のあったおむつ購入費等の代理受領を行う事業者としての指定について、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第16条の規定により次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

1 決 定

事 業 者	名 称	
	所 在 地	

2 却 下

却下理由	
------	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 3 号様式 (第17条)

浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所 在 地
届出者 名 称
代表者氏名

次のとおり申請事項を変更しましたので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第17条の規定により、届け出ます。

事業者	名 称		
	所 在 地		
下記の変更が発生した年月日			
変更があった事項 (該当に○)		変更の内容	
	事業者の名称	(変更前)	
	事業者の所在地		
	事業者の電話番号		
	代表者の職名		(変更後)
	代表者の氏名		

第 1 4 号様式（第18条）

浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定辞退届

年 月 日

(宛先)浦安市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

次のとおり事業者としての指定を辞退しますので、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第18条の規定により、届け出ます。

事業者	名称	
	所在地	
辞退の理由		
辞退年月日		

第 1 5 号様式（第19条第 2 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等おむつ購入費等事業者指定取消通知書

年 月 日付けで決定のあったおむつ購入費等の代理受領を行う事業者としての指定について、浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第19条第 2 項の規定により、次のとおり取消しをしたので、通知します。

事 業 者	名 称	
	所 在 地	
取 消 年 月 日		
取 消 し の 理 由		

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。